

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者の支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枕崎市は、障害者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

枕崎市長

公表日

平成27年5月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者支援に関する事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援を実施している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①障害児通所給付費等の支給に関する事務②身体障害者手帳の申請・交付に関する事務③身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービス提供の措置の実施に関する事務④精神障害者保健福祉手帳の申請・交付に関する事務⑤知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務⑥特別児童扶養手当の支給の申請に関する事務⑦障害児福祉手当若しくは特別障害者手当等の支給に関する事務⑧介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援費、補装具費、更生医療及び育成医療、精神通院医療、日常生活用具等の地域生活支援事業の給付に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①障害者総合支援システムシステム②団体内統合宛名システム③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者総合支援情報ファイル、心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 8,11,12,14,34,46,47,84項 平成26年内閣府・総務省令第5号第8,11,12,14,25,37,38,60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】16,19,26,27,28,30,31,54,55,56の2,57,79,85,87,106,116項 【情報照会】10,11,12,20,25,53,66,67,68,69,85,108,109,110項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12,19,20,21,22,28,29,30,31,42,44,53条 【情報照会】9,10,14,18,27,37,38,55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枕崎市 福祉課
②所属長	枕崎市 福祉課長 山口 英雄
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	枕崎市役所 福祉課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	枕崎市役所 福祉課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる